

## 障害統計に関する議論（国連統計委員会第 49 回会合から）

平成 30 年 4 月 20 日

総務省 政策統括官（統計基準担当）付

国際統計管理官室

## 1 国連統計委員会

国連統計委員会は、各国の統計の開発や比較可能性の改善などに関して経済社会理事会を援助する機能委員会。国家統計機関の代表が一堂に会する場であり、我が国も、毎年参加。

49 回目となる今回会合は、2018 年 3 月 6 日（火）～9 日（金）の間、ニューヨーク国連本部にて開催。総務省、内閣府、外務省、農林水産省、厚生労働省、（独）統計センター及び日本銀行が出席。

## 2 障害統計

委員会には、第 47 回会合（2016 年）以来となる障害統計に関する報告が提出。障害統計に関わる各種会合における主要な結果や、現在及び計画されている国連統計部、各地域委員会、世界保健機構（WHO）及び障害統計に関するワシントングループによる障害統計に関する活動について示された。

各国による議論の後、採択された主な結論は、以下の通り。

- ・ 国連統計委員会は、各国のデータ収集及び SDGs のための詳細集計のために、「ワシントングループの質問セット」、「WHO/世界銀行の障害調査」、その他各国の手段を利用することを留意。
- ・ 国連統計委員会は、「障害統計の開発のための国連ガイドライン及び原則」（2001 年）の改訂のため、専門家グループの設立を承認。
- ・ 国連統計委員会は、障害統計のデータ利用可能性が年を追って拡大する一方、各国間で障害の推計にまだまだ大きな差があることに留意し、国連統計部に対して、その差の原因を理解する観点から国の事例の情報を編集及び分析するよう依頼。

- 国連統計委員会は、各国に対して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの測定及び障害の状態によるデータ詳細集計の必要性の文脈において、それぞれの国のデータニーズに応じて適切な測定ツールを選択し、また、既存の関連データ収集及び手段においてその基礎となっている概念、目的及び優位性を精査するよう依頼。
- 国連統計委員会は、障害統計に関わる国際及び地域の関係機関に対して、国の能力構築のための協調及び調整されたアプローチを保証するために、国連統計部のリーダーシップの下、共同で作業するよう依頼。